

「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」に係る製品認証機関の認定のための調査手順及び指針

**JAB DP200:2022**

第4版：2022年6月10日  
第1版：2008年10月01日

公益財団法人日本適合性認定協会

## 目次

1. 適用範囲.....	3
2. 引用法令等.....	3
2.1 準拠法令 .....	3
2.2 引用法令・規格 .....	3
3. 用語の定義.....	4
4. 調査手順.....	4
4.1 申請 .....	4
4.2 調査の準備 .....	5
4.3 調査の実施.....	6
4.4 調査報告 .....	6
4.5 主務大臣への通知.....	7
4.6 認定の更新 .....	7
4.7 認証機関の権利と義務.....	8
4.8 異議申立て、苦情及び紛争 .....	8
4.9 異議申立て、苦情及び紛争の記録の閲覧 .....	8
4.10 機密保持方針.....	8
5. JIS Q 17065 を適用する際の指針 .....	8
5.1 一般要求事項 .....	8
5.2 組織運営機構に関する要求事項.....	9
5.3 資源に関する要求事項.....	9
5.4 プロセス要求事項.....	12
5.5 マネジメントシステム要求事項 .....	13

「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」に係る製品認証機関の認定のための調査手順及び指針

## 1. 適用範囲

本文書は、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令」（平成 13 年 11 月 16 日政令第 355 号。以下、「令」という。）第 2 条各号で定める国外適合性評価事業のうち次に掲げるものを行う場合の認定（認定の更新及び変更の認定を含む。）を受けようとする製品認証機関が、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成 13 年 11 月 26 日 総務省・経済産業省令第 3 号、以下「施行規則」という。）第 3 条に定める認定基準に基づいて公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「本協会」という。）の調査を受けるための手順と、調査を申請する製品認証機関（以下、「申請機関」という。）の権利と義務について規定するとともに、第 3 条第 1 項第 1 号で定める JIS Q 17065 を、以下の各号に掲げる国外適合性評価事業を行おうとする製品認証機関の調査にあたって適用する際の指針を示すものである。

本文書において調査対象とする業務の範囲は、事業ごとに以下のとおりとする。

第1号事業：RE指令付属書3の中でNotified Bodyが行うこととされているEU型式試験証明書に係る業務

第8号事業：FCC規則Part2 サブパートJで電気通信認証機関（TCB）が行うこととされているCertification

なお、これらの業務に係る認証システムは、“CERTIFICATION AND RELATED ACTIVITIES - Assessment and verification of conformity to standards and specifications”-1992, ISO に規定する第1システム—形式試験（Type testing）とする。

備考 本指針においては、上記の調査対象とする業務の範囲の一部又は全部を行う者は、製品認証機関とみなす。

## 2. 引用法令等

### 2.1 準拠法令

この調査手順は、次の法令に準拠したものである。

特定機器に係わる適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令（平成 13 年 11 月 16 日 総務省・経済産業省令第 2 号。以下「指定機関省令」という。）

### 2.2 引用法令・規格

（国内法）

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号、以下「本法」という。）

特定機器に係わる適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・経済産業省令第 3 号）（欧州指令）

DIRECTIVE 2014/53/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE

COUNCIL of 16 April 2014 on the harmonisation of the laws of the Member States relating to the making available on the market of radio equipment and repealing Directive 1999/5/EC

(以下「RE 指令」という。)

RE 指令：無線機器の上市に係るメンバー各国の法律の整合及び指令 1999/5EC の廃止についての 2014 年 4 月 16 日付の欧州議会・閣僚理事会指令 2014/53/EU (米国法令)

FCC 規則 (米国通信委員会発行)

FCC 技術開発局文書 No.641163 TCB プログラム 役割と責任

FCC 技術開発局文書 No.610077 TCB による市場調査

JIS Q 17065 : 2012 適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項

JIS Q 17025 : 2018 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

“CERTIFICATION AND RELATED ACTIVITIES - Assessment and verification of conformity to standards and specifications”-1992, ISO

JAB SG200 認定に関する異議申立て及び苦情対応規定

### 3. 用語の定義

用語の定義は、2. の引用法令・規格及び JIS Q 17065 第 3 項による。

### 4. 調査手順

#### 4.1 申請

4.1.1 申請機関は、様式第 3 の申請書に必要な事項をすべて記入し、権限をもった申請機関代表者が署名・押印して、本協会に提出しなければならない。申請書又はその添付書 (申請機関が提出することに合意したもの) には以下の事項を含むものとする。

- a) 希望する認定範囲 (本法第 3 条第 2 項の規定により対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲を限定して認定を受けようとする者にとっては、その限定された対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲) の明確な記述。
- b) 施行規則第 3 条の認定基準の要求事項を遵守し、申請機関の評価に必要なすべての情報を提供する等、本手順書の調査手順及び申請機関の義務を遵守する旨の、申請機関の同意。

備考 1 : 申請機関は、本協会に調査申請すると同時に、以下の書類を総務大臣に提出しなければならない。(施行規則第 2 条)

様式第 1 (変更の場合は様式第 2) による申請書

定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの

申請者が本法第 4 条の規定に該当しないことを説明した書類

施行規則第 3 条の認定基準に適合していることを説明した書類

備考 2 : 申請機関より求められた場合には、本協会は申請に関する追加情報を申請機

関に提供する。

4.1.2 申請機関は、申請の際、(合意した場合は) 少なくとも以下の情報を本協会へ提供しなければならない。

- a)申請機関の法人概要。すなわち、名称、所在地、法的地位並びに該当する場合は人的資源及び専門的資源。
- b)申請書で対象とする申請機関の機能。該当する場合には申請機関の所属する母体組織との関係、及び当該申請機関の所在地などの一般情報。
- c)申請機関が認証する製品の記述及び製品に適用する規格又はその他の規準文書。
- d)申請機関の品質マニュアル及び要求のある場合には関連文書一式(注:本協会に提出するこれら文書類は原則として日本語又は英語であること)。

備考 本協会は、申請機関から提供されたこれら情報を調査の全過程及びその準備に使用するが、適切な機密保持を行うものとする。

4.1.3 申請書に不備があることを本協会に指摘された場合は、申請機関は申請書を完成した後に、改めて本協会に提出しなければならない。申請書が本協会によって受理された場合、本協会より申請機関に対して申請受理通知書が発行される。

備考 本協会は申請書の受領に当たって、申請内容の確認を行い、その記録を作成・維持する。

4.1.4 初回申請の場合は、原則として予備調査が行われる。申請機関は、本協会が作成した予備調査計画及び調査チームメンバー構成に同意した後、調査チームを受け入れなければならない。予備調査は、原則として「調査」を行うチームリーダー及びチームメンバーによって行われ、調査の受入れ準備状況の把握、調査に要する時間を見積もる他、調査に関する相互理解を深める。ただし、申請書類等から判断して予備調査を行わなくても支障がないと認められる場合はこの限りでない。

4.1.5 予備調査実施に際しては、調査チームのメンバー構成に関する 4.2.1 項の手順(同項の備考 1 及び備考 2 を含む)を準用するものとする。

## 4.2 調査の準備

4.2.1 申請機関は、本協会からの書面による調査以降の調査を行う調査チームのメンバー構成に関する通知に対し、正当な理由がある場合には、特定のチームメンバーに対する忌避を、指定期限内に本協会に申し出るものとする。指定期限内に忌避の申し出がない場合は、合意に達したものとする。

備考 1. 本協会は、調査に必要な準備作業ができるように、調査活動の計画を作成する。

備考 2. 本協会は、本協会を代表して、申請機関から収集した全資料を評価し調査を実施するのに適格な調査チームを指名し、チームメンバーの氏名を申請機関に通知する。通知に当たって本協会は、特定のチームメンバーの指名に対して申請機関が忌避を申し出る場合に必要となる情報を付し、また、十分な予告期間をおく。

4.2.2 調査チームメンバーに関して申請機関と本協会の間で合意が達成された後、申請機関は、本協会からの、調査計画及び調査日に関する通知に基づき、必要な場合は両者間で調整の上、合意を回答するものとする。

#### 4.3 調査の実施

調査チームは、申請機関の申請範囲内の業務を施行規則第 3 条の認定基準に基づいて調査するが、そのために行う申請機関の事業場における調査、申請機関が業務の一部を下請負させている場合はその箇所への立会、実地審査への立会及び必要な場合に行う再調査に際して、申請機関はこれら調査の障害となるような対応をしてはならない。

備考 本協会は、申請機関に対する初回調査に当たり、申請機関が行う 1 回以上の実地審査の全過程に立会する。

#### 4.4 調査報告

##### 4.4.1 申請機関による質問

調査チームは、事業場における調査が終了し調査現場を離れる前に、申請機関の経営管理者との間で会議をもち、その場で、調査チームが調査の要求事項に対する当該申請機関の適合性に関して、特に重要と思われる事項を書面で示す。

その際、申請機関は、調査チームが検出した事項及びその根拠について質問することができる。合意に達した事項については、申請機関は署名するものとする。

申請機関は、調査チームが検出した事項及びその根拠について合意できない場合は、合意できない理由を申請機関の意見として、別途本協会に提出する。

備考 1. 調査チームは、実地審査立会終了後、調査に対する申請機関の適合性に関して検出した事項の報告書を本協会に提出する。

備考 2. 本協会は、この報告書を調査報告書として速やかに申請機関に送付する。

##### 4.4.2 報告書への意見提出

申請機関は、本協会より調査報告書を受領後、当該報告書に関する意見を提出し、

また、調査時に明らかになった認定基準の要求事項に対する不適合を是正するために実施した処置、又はある一定の期間内に実施を計画している処置について書面による回答をしなければならない。

備考 1. これらの回答に基づき、本協会は全面的又は部分的な再調査が必要かどうかについて、当該申請機関に通知する。

備考 2. 本協会は、必要な場合は上記再調査を実施した後、本協会が正式に承認した是正処置確認書を当該申請機関に提出する。

備考 3. 調査報告書及び是正処置確認書には少なくとも以下の事項を含む。

- a)調査の日付。
- b)報告書に責任をもつ者の氏名。
- c)調査を実施したすべての場所の名称及び所在地。
- d)調査した認定範囲又はその認定範囲を示す文書の参照。
- e)不適合についての明確な記述を含む、調査の要求事項に対する当該申請機関の適合性に関する意見、及び該当する場合には以前の調査結果との有益な比較。
- f)終了時の会議で当該申請機関に提示した情報との相違の説明。

備考 4. 本協会は、調査報告書及び是正処置確認書の作成に当たり、次の事項を考慮する。

- a)面談した申請機関側職員の資格、経験及び権限
- b)業務の質に信頼を与えるために申請機関が採用している内部の組織及び手順の適切性、並びに申請機関の作業環境、保守及び校正の手順を含めた試験用設備等の物理的施設についての適切性。
- c)明らかになった不適合を是正するために申請機関がとった処置。

#### 4.5 主務大臣への通知

本協会は、調査の概要及び結果を様式第 4 により総務大臣に通知する。(指定機関省令第 3 条)

#### 4.6 認定の更新

本法第 6 条第 1 項の認定の更新を受けようとする者であって、本協会の調査を申請する場合は、認定の有効期間が満了する 5 か月前までに、本協会に更新のための調査申請書を提出し、かつ認定の有効期限が満了する 30 日前までに総務大臣に様式第 1 の更新申請書が受理されていなければならない。(施行規則第 5 条)

備考： 本協会は、認定の更新に係る調査を 4.1～4.5 項記載の手順に従って実施する。

#### 4.7 認証機関の権利と義務

4.7.1 申請機関は次の権利を有するものとする。

- a)申請機関は、本協会より調査の手順の詳細を記述した文書、調査のための要求事項を記述した文書の提供を受ける権利を有する。
- b)申請機関は調査報告書及び是正処置確認書の写しを受け取る権利を有する。
- c)申請機関は調査報告書及び是正処置確認書の内容に異議がある場合は、第 4.8 項に基づき、本協会に異議申立てをすることができる。

4.7.2 申請機関は本協会に対して次の義務を負うものとする。

- a)施行規則第 3 条の認定基準に規定された各要求事項に適合する。
- b)調査の実施に必要な準備をすべて行う。この準備には、本協会が行う調査、再調査（認定の更新に係る調査を含む）及び苦情の解決のために必要な、文書の調査、すべての場所への立ち入り、記録（内部監査報告書を含む）の閲覧及び当該機関との面接のための用意を含む。
- c)調査の申請にあわせて手数料を支払う。

#### 4.8 異議申立て、苦情及び紛争

認証機関は、調査報告書及び是正処置確認書の内容に異議ある場合は、本協会の所定の規定（JAB SG200）に基づき異議申立てをすることができる。

また、認証機関は、本協会の調査業務にかかわる事項に関して苦情を申し出ることを、本協会の所定の規定（JAB SG200）に基づき正式に本協会に申し出ることができる。

#### 4.9 異議申立て及び苦情の記録の閲覧

申請中の認証機関は、本協会が要請した場合は、当該機関に対する異議申立て及び苦情の記録を、本協会が閲覧できるようにしなければならない。

#### 4.10 機密保持方針

本協会は、申請書類及び調査に関連して申請者から提出されたすべての情報を秘密とする。本協会は、このような情報を扱う本協会職員、調査員及び判定委員会に対して、その守秘義務を要求する。ただし、4.5項の主務大臣へ通知した情報のその後の取り扱いについてはその責を負わない。また認定した機関及びその認定範囲に関する情報を伝えるために必要な書類は、機密ではない。

### 5. JIS Q 17065を適用する際の指針

#### 5.1 一般要求事項

##### 5.1.1 法的及び契約上の事項

JIS Q 17065 第 4.1 項をそのまま適用する。

##### 5.1.2 公平性のマネジメント

JIS Q 17065 第 4.2 項をそのまま適用する。

##### 5.1.3 債務及び財務

JIS Q 17065 第 4.3 項をそのまま適用する。

#### 5.1.4 非差別条件

JIS Q 17065 第 4.4 項をそのまま適用する。

#### 5.1.5 機密保持

JIS Q 17065 第 4.5 項をそのまま適用する。

#### 5.1.6 情報の公開

JIS Q 17065 第 4.6 項をそのまま適用する。

### 5.2 組織運営機構に関する要求事項

JIS Q 17065 第 5 項をそのまま適用する。

### 5.3 資源に関する要求事項

#### 5.3.1 認証機関の要員

JIS Q 17065 第 6.1 項をそのまま適用する。ただし、6.1.2.1 a)項の「要員の力量の基準」は、第 1 号事業及び第 8 号事業においては次に掲げる以上のものと解釈する。

a) RE 指令第 3 条 2 の技術的要件に係る EU 型式試験行う要員及び第 8 号事業の認証業務( b), c)及び d)に該当する業務を除く。)を行う要員は 次のいずれかの要件を満たす者であること。

1) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）別表第 4 に掲げる条件のいずれかに適合する者。

2) NARTE (National Association of Radio and Telecommunications Engineers をいう。以下同じ。)の Telecommunications Master Engineer の資格を持つ者。

3) 1)の要件のうち学歴又は資格の要件のみを満たす者であって JAB 技術審査員立会いによる試験実技審査において不適合が検出されなかった者 4) 1)の要件のうち業務経験年数の要件のみを満たす者であって JAB 判定委員会において必要な学歴又は資格保有者と同等以上の知識を有すると認められた者

b) RE 指令第 3 条 1 (b) の技術的要件に係る EU 型式試験を行う要員及び第 8 号事業の認証業務 (EMC 関連部分に限る。)を行う要員は次のいずれかの要件を満たす者であること。

1) 電波法別表第 4 に掲げる条件のいずれかに適合する者。ただし、別表第 4 において「無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務」とあるのは「EMC の試験業務」と読み替える。

2) NARTE の EMC Engineer の資格を持つ者。

3) 1)の要件のうち学歴又は資格の要件のみを満たす者であって JAB 技術審査員立会いによる試験実技審査において不適合が検出されなかった者

4) 1)の要件のうち業務経験年数の要件のみを満たす者であって JAB 判定委員会において必要な学歴又は資格保有者と同等以上の知識を有すると認められた者

c) RE 指令第 3 条 1 (a) の技術的要件(SAR(局所吸収率)に係るものを除く)に係る EU 型式試験を行う要員は次のいずれかの要件を満たす者であること。

- 1) 電波法別表第 4 に掲げる条件のいずれかに適合する者。ただし、別表第 4 において「無線通信に関する科目」とあるのは「電気工学に関する科目」と、「又は第 1 級陸上無線技術士の資格を有する者」とあるのは「第 1 級陸上無線技術士の資格を有する者又は電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者」と、「無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務」とあるのは「電気安全(SAR を除く) の試験業務」とそれぞれ読み替える。
  - 2) NARTE の Product Safety Engineer の資格を持つ者。
  - 3) 1)の要件のうち学歴又は資格の要件のみを満たす者であって JAB 技術審査員立会いによる試験実技審査において不適合が検出されなかった者。
  - 4) 1)の要件のうち業務経験年数の要件のみを満たす者であって JAB 判定委員会において必要な学歴又は資格保有者と同等以上の知識を有すると認められた者。
- d) RE 指令第 3 条 1 (a) の技術的要件のうち SAR に係る EU 型式試験を行う要員及び第 8 号事業の認証業務 (SAR 関連部分に限る。) を行う要員は次のいずれかの要件を満たす者であること。
- 1) 電波法別表第 4 に掲げる条件のいずれかに適合する者。ただし、別表第 4 において「無線通信に関する科目」とあるのは「電気工学に関する科目」と、「無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務」とあるのは「SAR の試験業務」とそれぞれ読み替える。
  - 2) a) 2)、b) 2)、又は c) 2)の要件に加えて SAR の試験業務に 3 年以上従事した経験を有する者。
  - 3) 1)又は 2)の要件のうち学歴又は資格の要件のみを満たす者であって JAB 技術審査員立会いによる試験実技審査において不適合が検出されなかった者。
  - 4) 1)の要件のうち業務経験年数の要件のみを満たす者であって JAB 判定委員会において必要な学歴又は資格保有者と同等以上の知識を有すると認められた者。

(参考) 電波法別表第 4

別表第四 (第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係)

- 一 学校教育法による大学 (短期大学を除く。第五号において同じ。) 若しくは旧大学令 (大正七年勅令第三百八十八号) による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に三年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に一年以上従事した経験を有すること。
- 二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令 (明治三十六年勅令第六十一号) による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に五年以上従事した経験又は第二十四条の二第

- 四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に二年以上従事した経験を有すること。
- 三 第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は陸上特殊無線技術士（総務省令で定めるものに限る。）の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に七年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した経験を有すること。
- 四 外国の政府機関が発行する第二号に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。
- 五 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。
- 六 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。

### 5.3.2 評価のための資源

#### 5.3.2.1 内部資源

JIS Q 17065 第 6.2.1 項をそのまま適用する。

第 8 号事業においては、認証範囲の全ての無線設備について FCC 技術開発局文書No.641163 表 3 で示す試験方法で JIS Q 17025 認定を取得し FCC に承認されている試験所を認証機関は保有する必要がある。ただし、補聴器両立性及び高周波暴露の試験については、FCC 技術開発局文書No.641163 表 3 で示す試験方法で JIS Q 17025 認定を取得し FCC に承認されている他の委託試験所でもよい。

#### 5.3.2.2 外部資源（外部委託）

JIS Q 17065 第 6.2.2 項をそのまま適用する。適用にあたり以下の解釈を行う。

- a) 第 1 号事業において製造者が提出した EU 型式試験申請書に含まれている試験報告書の試験を実施した者は外部委託者に該当しない。
- b) 第 8 号事業にあつては申請者が提出したテストデータの試験実施者は外部委託者に該当しないが、以下の条件を満たす必要がある。
  - 1) 2017 年 7 月 12 日以前
 

FCC 規則 Part15 又は Part18 の対象機器の場合、試験実施者は FCC に登録されている試験所又は FCC が承認した認定試験所であること。
  - 2) 2017 年 7 月 13 日以降
 

全ての試験実施者は FCC が承認した認定試験所であること。
- c) 第 8 号事業において、評価活動を外部委託する場合、委託先は承認された TCB でなければならない。試験を外部委託する場合、委託先は FCC が承認した認定試験所でなければならない。

#### 5.4 プロセス要求事項

##### 5.4.1 一般

JIS Q 17065 第 7.1 項をそのまま適用する。

##### 5.4.2 申請

JIS Q 17065 第 7.2 項をそのまま適用する。

##### 5.4.3 申請のレビュー

JIS Q 17065 第 7.3 項をそのまま適用する。

##### 5.4.4 評価

JIS Q 17065 第 7.4 項をそのまま適用する。

##### 5.4.5 評価結果のレビュー

JIS Q 17065 第 7.5 項をそのまま適用する。

##### 5.4.6 認証の決定

JIS Q 17065 第 7.6 項をそのまま適用する。

##### 5.4.7 認証文書

7.7.1 項及び 7.7.2 項は、以下のとおり読み替える。

###### a) (第 1 号事業の場合)

「認証機関が発行する証明書は、施行規則第 11 条第 1 号の規定に適合すること。」

###### b) (第 8 号事業(第 68 部等以外の業務に係る部分に限る。)の場合)「認証機関が発行する証明書は、施行規則第 11 条第 4 号の規定に適合すること。」

###### c) (第 8 号事業(第 68 部の業務に係る部分に限る。)の場合)

「認証機関が発行する証明書は、施行規則第 11 条第 5 号の規定に適合すること。」

7.7.3 項はそのまま適用する。

##### 5.4.8 認証された製品の登録簿

JIS Q 17065 第 7.8 項をそのまま適用する。

##### 5.4.9 サーベイランス

第 8 号事業にあつては、市場サーベイランスは FCC 技術開発局文書No.610077 に従って実施しなければならない。

第 1 号事業の場合にあつては、本項目は該当しない。

##### 5.4.10 認証に影響を与える変更

本項目は該当しない。

##### 5.4.11 認証の終了、範囲の縮小、一時停止又は取消し

第 1 号事業にあつては、本項目は該当しない。第 8 号事業にあつては不適合が発見された場合の処置は FCC 技術開発局文書No.610077 に従う。

##### 5.4.12 記録

JIS Q 17065 第 7.12 項をそのまま適用する。

##### 5.4.13 苦情及び異議申し立て

JIS Q 17065第7.13項をそのまま適用する。

5.5 マネジメントシステム要求事項

JIS Q 17065 第 8 項をそのまま適用する。

様式第 1 (4.1 項備考 1 及び 4.6 項関係)

認定 (更新) 申請書

年 月 日

総務大臣 殿

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 (以下「法」という。) 第 3 条第 1 項の認定 (第 6 条第 1 項の認定の更新) を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 法人にあつては、役員の氏名
- 2 国外適合性評価事業の区分  
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令 (以下「令」という。) 第 2 条第一号、又は令第 2 条第八号に該当する事業
- 3 国外適合性評価事業の用に供する設備の概要
- 4 国外適合性評価事業の実施の方法
- 5 法第 3 条第 2 項の規定により、対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲を限定して認定を受けようとする者にあつては、当該対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲  
業務の範囲：

対象とする特定輸出機器の種類：

- 備考
- 1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 列 4 番とすること。
  - 3 手数料の額に相当する収入印紙をこの申請書の左上に消印せずにかろう付すること。なお、収入印紙の枚数が多いために申請書の左上にかろう付することができない場合には、申請書の余白又は裏面ににかろう付すること。

様式第 2 (4.1 項備考 1 関係)

変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第 7 条第 1 項の変更の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

備考 1 不要の文字は、抹消すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 列 4 番とすること。

3 1 は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

4 手数料の額に相当する収入印紙をこの申請書の左上に消印せずにちょう付すること。なお、収入印紙の枚数が多いために申請書の左上にちょう付することができない場合には、申請書の余白又は裏面にちょう付すること。

様式第3（4.1項関係）

調査申請書

年 月 日

公益財団法人日本適合性認定協会理事長 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）第14条第3項の規定により、調査を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 法人にあつては、役員の氏名
- 2 国外適合性評価事業の区分  
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条第一号、又は令第2条第八号に該当する事業
- 3 認定、更新又は変更の認定の申請の別
- 4 国外適合性評価事業の用に供する設備の概要
- 5 国外適合性評価事業の実施の方法
- 6 法第3条第2項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲  
業務の範囲：  
対象とする特定輸出機器の種類：

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

様式第4（4.5項関係）

調査結果通知書

年 月 日

総務大臣 殿

公益財団法人日本適合性  
認定協会理事長  
印

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第14条第4項の規定により、調査の結果を、下記のとおり通知します。

記

- 1 調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 調査の申請に係る国外適合性評価事業の区分  
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条第一号、又は令第2条第八号に該当する事業
- 3 調査の概要及び結果

備考1 不要の文字は、抹消すること。

- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

様式番号 JAB NF18 REV.0

## 改 定 履 歴 (公開文書用)

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
1	新規制定	2008-10-01		指定調査 技術委員 会
2	第 2 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号事業 廃止に伴う見直し	2013-01-17	DAA 部長	指定調査 技術委員 会
3	ガイド 65 廃止、JIS Q 17065 適用、 R&TTE 指令廃止、RE 指令適用に伴う改 定。 DP301 を統合。 FCC 規則変更による改定。	2017-02-13	DAA 審議役	指定調査 技術委員 会
4	JIS Q 17025 : 2018 に更新	2022-6-10	DAA 担当	DAA 部長

公益財団法人日本適合性認定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2-3

NMF 芝ビル 2F

Tel.03-6823-5700 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。